政令第三百三十九号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第八号を次のように改める。

八　日本郵政株式会社の組織及び運営一般に関すること（地域貢献基金に関するものを除く。）。

第八十七条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　日本郵便株式会社の組織及び運営一般に関すること（郵便局の設置に関するものを除く。）。

第八十九条第一号中「第四条第二項第二号及び第三号」を「第四条第一項第八号イ及びロ並びに第二項第二号」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　地域貢献基金に関すること。

附　則

この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。

理　由

郵政民営化法等の一部を改正する法律の施行に伴い、情報流通行政局郵政行政部企画課及び郵便局活用課の所掌事務を変更する必要があるからである。